

香芝市スポーツ協会 地域スポーツサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民で構成された団体又はグループ(以下「団体等」という。)の要請に応じ、当該団体等が主催する学習活動の場に香芝市スポーツ協会の会員などが講師等として出向き、日頃の活動で培った知識または技術を共有する機会を提供することにより、市民がスポーツをする機会創出を推進することを目的に実施する地域スポーツサポート事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 事業を利用できる者は、原則として、市内に在住、在勤または在学する者が半数以上で構成された営利、政治、宗教活動を目的としない5名以上在籍する団体とする。

(内容)

第3条 事業の内容は、毎年香芝市スポーツ協会と協議のうえ、別に定めるものとする。

(開催日時及び場所等)

第4条 派遣事業の開催日時は、年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)を除く日の午前9時から午後8時までのうち、原則2時間以内とする。

2 講座の開催場所は、市内に限るものとし、政治・宗教活動を目的とした団体の活動拠点とみなされる施設での開催は不可とする。また、会場については、申込団体等の責任において確保するものとする。

(申込み)

第5条 派遣事業を利用しようとする団体等の代表者(以下「申込者」という。)は、開講を希望する日の50日前までに、利用申込書を香芝市香芝市スポーツ協会に提出するものとする。

(決定)

第6条 香芝市スポーツ協会は、前条の申込があったときは、その申込内容について調整の上、受講の可否を決定し、決定通知書により申込者に通知するものとする。

(受託の制限)

第7条 香芝市スポーツ協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣事業を受託しない。

(1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2)政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3)派遣事業の目的に反し、その開催が適当でないとき。

2 香芝市スポーツ協会は、前条の規定による決定を受けた団体等が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(変更の申し出)

第8条 第7条第1項の規定により派遣事業受託の決定を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項を変更しようとするとき又は開催を見送ろうとするときは、速やかに香芝市スポーツ協会に申し出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(費用等)

第9条 派遣事業にかかる、材料費、保険代等の実費は、申込者において負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。